

件 名	堺市地域防災計画の修正（案）及び暫定版堺市津波避難計画（案）の策定について
経過・現状 政策課題	<p><b>【経過・現状】</b></p> <p>平成23年8月 津波避難対策の基本方針公表 ⇒津波が、市の従来想定の2倍6.0m（満潮時は6.8m）になると仮定し、津波の影響範囲を暫定的に定めて津波避難対策を実施する</p> <p>9月 津波避難ビルの指定開始 （平成24年4月17日現在の指定状況 64施設90棟）</p> <p>9月 第1回堺市津波避難対策検討協議会開催 ⇒校区単位のワークショップを実施し、暫定版津波警戒マップの作成、津波避難計画の作成、標高看板の設置（平成24年3月末380箇所設置完了）を進める</p> <p>10月 校区単位のワークショップ開催（～平成24年3月） （開催回数52回 参加者約1,600人）</p> <p>11月 堺市防災会議を開催し、防災対策の取組み方針決定</p> <p>平成24年3月 堺市防災会議幹事会開催 ⇒堺市地域防災計画の修正（案）への意見聴取を実施</p> <p>3月 第2回堺市津波避難対策検討協議会開催 ⇒暫定版津波警戒マップと暫定版津波避難計画への意見聴取を実施</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>東北地方沿岸部を中心に甚大な被害をもたらした東日本大震災の教訓を踏まえ、津波対策をはじめとした防災対策の総点検、見直しが急務</p>
対応方針 今後の取組 （案）	<p><b>【対応方針】</b></p> <p>東海・東南海・南海の三連動地震発生に伴う最大クラスの津波から市民の生命と安全を守るため、国の中央防災会議が最新の知見をもとに取りまとめる「東海・東南海・南海の三連動地震」発生時の津波被害想定（平成24年夏頃予定）の公表を待つことなく、暫定的に従来想定最大の津波高さを2倍と仮定し、喫緊の課題として津波避難対策に取り組むとともに、防災対策を見直す。</p> <p><b>【取組内容】</b></p> <p>■堺市地域防災計画の修正（案）</p> <p>○最大クラスの津波災害の想定を反映</p> <p>国や大阪府が着手している防災対策の見直しの動向を踏まえながら、東海・東南海・南海の三連動地震が起きた場合に発生する津波を、暫定的に従来の津波想定高の2倍の高さとした想定を追加</p> <p>○東日本大震災における主な課題への対策の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定を超える津波からの避難対策</li> <li>・ 避難指示等の情報伝達・情報収集体制</li> <li>・ 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災事務に従事する者（市職員等）の安全確保と初動体制の確立</li> <li>・ 津波災害時等における防災拠点施設の機能維持</li> </ul> <p>など、13の視点から見直しを検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 従来の地域防災計画の記載内容の充実</li> <li>○ 組織改編による修正</li> </ul> <p>■ 暫定版堺市津波避難計画（案）の策定</p> <p>堺市地域防災計画に基づき、本市における津波避難対策の基本的な事項を規定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 津波浸水想定地域 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定的に標高 6.8m未満の地域を設定（堺区 16 校区、西区 7 校区）</li> </ul> </li> <li>○ 津波避難における基本的な考え方 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震発生後、津波の第一波が到達するまでの約 100 分間に JR 阪和線を目標に標高 6.8m より高い場所に徒歩で避難</li> <li>・ 災害時要援護者や避難が遅れた避難者は、緊急一時的に津波避難ビル等へ避難</li> </ul> </li> <li>○ 具体的な避難方法等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市が指定している避難路（幅員 16m以上の道路等）に到達するまでに通る安全な地域の道路を避難経路として各校区において指定</li> <li>・ 高台にある公共施設等の建物など、具体的な津波避難目標を校区ごとに設定</li> <li>・ 災害時要援護者や避難が遅れた方が緊急一時的に避難する建物を津波避難ビルとして指定</li> <li>・ 避難指示の判断基準に基づく発令</li> </ul> </li> <li>○ 啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暫定版津波警戒マップを活用し、津波避難について周知を図る</li> <li>・ 避難経路及び避難経路沿いに標高表示看板を設置し、日常的に住民が地盤高を確認し、津波襲来時に避難できるよう意識啓発を実施</li> <li>・ 校区自治連合会及び自主防災組織と連携し、津波防災訓練等を実施</li> </ul> </li> <li>○ 各校区における避難計画～校区ワークショップの成果～ <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 津波浸水想定地域内の各校区について、校区単位の避難に関する内容を「校区カルテ」として整理</li> </ul> </li> </ul> <p>【今後のスケジュール（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月 1日 パブリックコメント実施</li> <li>6月 1日 暫定版津波警戒マップを広報さかい6月号と同時に市内全戸に配布</li> <li>6月 29日 堺市防災会議の開催</li> <li>6月末 堺市地域防災計画の修正、暫定版津波避難計画の策定</li> </ul>
効果の想定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大クラスの津波のほか大規模災害への総合的かつ計画的な防災対策の実施</li> <li>・ 本市における津波避難対策の推進及び市民等が生命や安全を守るための迅速かつ適切な避難行動の実施</li> </ul>
関係局との政策連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内：全局</li> <li>庁外：防災関係機関</li> </ul>

# 堺市地域防災計画の修正概要(案)【主な追記・充実項目】

## ◆災害想定

最大クラスの津波災害の想定	
○	暫定的に従来の想定の高さの津波が発生するとして津波被害想定
○	国等が実施する三連動地震等による被害想定



## ◆想定を超える津波からの避難対策【見直し検討の視点 主要項目1】

最大クラスの津波からの避難対策	
1	津波避難計画（暫定版）等の策定
2	津波避難ビルの指定
3	避難路の機能確保
4	津波避難ビル等表示看板の設置
5	避難誘導體制の整備
6	徒歩避難原則の徹底
7	学校園・保育所の安全確保
8	津波避難に関する啓発推進
9	災害時要援護者への避難支援
津波防災地域づくりの推進	
10	津波浸水想定の設定及び推進計画の作成
11	津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定
12	津波災害警戒区域への対策

## ◆避難指示等の情報伝達・情報収集体制【見直し検討の視点 主要項目2】

津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備	
13	防災行政無線など既存設備の再点検と対策
14	多様な伝達手段の確保
15	電源確保体制の整備
16	地震発生時の速やかな情報伝達体制の整備
17	観光客などへの避難指示等の情報伝達体制の整備

## ◆臨海部における津波対策【見直し検討の視点 主要項目12】

臨海部における津波避難対策	
18	大阪府、堺・泉北臨海特別防災区域協議会、沿岸部近隣自治体との連携による避難対策の推進

## ◆津波に対する危機意識の醸成【見直し検討の視点 主要項目10】

防災知識の普及啓発	
19	市民協働による防災対策の検討を通じた意識啓発
学校園・保育所における防災教育	
20	各学校園・保育所の実情に応じた組織的な避難訓練を計画及び効果的な防災教育の推進
自主防災組織の活動支援	
21	防災リーダーの育成などによる組織の日常化、訓練実施の促進
防災訓練の実施	
22	津波避難に主眼をおいた防災訓練等の実施

## ◆液状化による被害対策【見直し検討の視点 主要項目13】

埋立地等の液状化対策の啓発推進	
23	被害発生を抑止・軽減を図るための液状化対策の啓発推進

津波避難対策

防災啓発

## ◆防災事務に従事する者(市職員等)の安全確保と初動体制の確立【見直し検討の視点 主要項目4】

防災事務に従事する者(職員等)の安全確保と初動体制の確立	
24	津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整理
25	防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定
26	職員の安否確認システムの構築

## ◆津波災害時等における防災拠点施設の機能維持【見直し検討の視点 主要項目5】

避難所の選定、整備	
27	指定避難所の代替施設等の検討
総合的防災体制の整備	
28	防災拠点としての公共施設等の役割整理と総合的かつ機能的な体制整備
防災中枢機能等の確保、充実	
29	災害対策本部等の機能確保

## ◆行政機能を維持するための業務継続体制【見直し検討の視点 主要項目6】

行政機能の喪失又は著しい低下等への対応	
30	防災施設、職員の被災を想定した業務継続計画(BCP)の策定
31	電源・機材の確保体制の点検・整備
32	多数の職員が被災することを想定した人材の育成

## ◆支援部隊等の受入体制【見直し検討の視点 主要項目11】

応援体制の整備	
33	自治体相互の応援体制の整備(近隣自治体、遠隔自治体との応援体制)
34	民間事業所等との災害時応援体制の整備、強化
35	自治体等からの受援計画の整備

## ◆迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供【見直し検討の視点 主要項目3】

迅速な住民の安否確認の体制整備	
36	住民の安否確認システム構築
迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供	
37	市民への支援・サービス情報の伝達

## ◆避難所など被災者への安定した物資の供給体制【見直し検討の視点 主要項目7】

避難所等への物資供給体制の構築	
38	発災直後の短時間での物資の供給と安定期の被災者ニーズに対応した物資の供給
39	物資集積拠点からの効率的な配送手法の構築
40	必要な物資・数量の情報伝達
支援物資等の集積・輸送体制における民間企業との連携体制の整備	
41	物流システムのノウハウを有する民間企業の協力による物資の管理・輸送体制の確保
42	物流専門家の現場調整による効率のよい物流体制の実現
43	物資の輸送等に必要燃料確保のための民間企業及び団体との協定締結
食料・生活必需品の確保	
44	物資の性格に応じた集中備蓄と避難場所の位置を勘案した分散備蓄の体制整備

## ◆避難所生活長期化に対応する環境整備【見直し検討の視点 主要項目8】

指定避難所の管理、運営	
45	避難所生活長期化に対応する環境整備
46	避難者及び避難所の生活環境の把握

## ◆災害時要援護者の避難生活の環境整備【見直し検討の視点 主要項目9】

被災者の健康維持活動	
47	災害時要援護者の健康状態への配慮と必要に応じた福祉施設への入所等の計画的な実施

防災体制の強化対策

避難者支援対策

# 堺市地域防災計画の主な修正事項（案）

## ◆今回の主要改訂事項

1. 最大クラスの津波災害の想定を反映  
暫定的に従来の想定の高さの津波が発生するとした津波被害想定を追加
2. 東日本大震災における主な課題への対策の追加
3. 従来の地域防災計画の記載内容の充実
4. 組織改編による修正

## 1. 最大クラスの津波災害の想定を反映

(1) 東日本大震災の教訓をもとに、国や大阪府が着手している防災対策の見直しの動向を踏まえながら、東海・東南海・南海の3連動地震が起きた場合に発生する津波を、暫定的に従来の津波想定高の2倍の高さとした想定を追加した。

### ア) 総則 第3節 災害の想定

#### 第1 想定災害

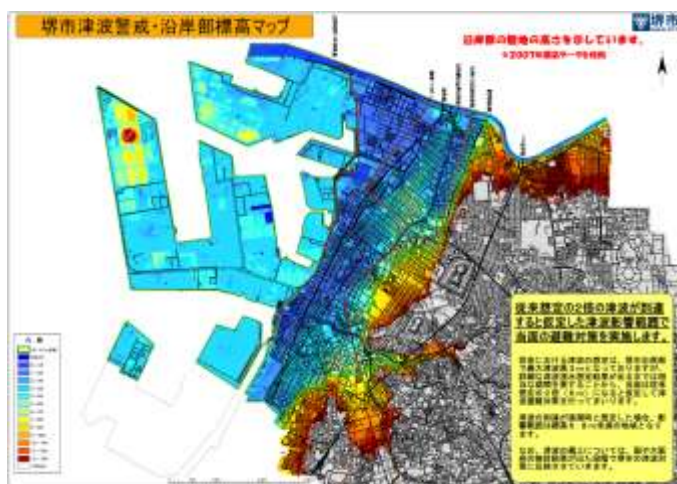
【危機管理室、防災計画室】

#### 2 最大クラスの津波の発生への対応

これまでの想定を大きく超える東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定する。

(1) 暫定的に従来の想定の高さの津波が発生するとした津波被害想定に基づく対策

下記(2)に示す東海・東南海・南海地震（三連動）等に関する知見が得られるまでの間、堺市では、本市域における津波災害について、当面、最大で想定津波高が従来計画の2倍の6mになると仮定して、満潮時を考慮し、沿岸部の標高6.8m未満の地域を暫定的に津波浸水地域と定めて「避難」を中心とするソフト対策を講じる。



(2) 国等が実施する三連動地震等による被害想定に基づく対策の検討

国・関西広域連合・大阪府が実施する被害想定の結果に基づき、再度地域防災計画の見直しを行うとともに、「津波ハザードマップ」の改訂を行う。  
また、必要に応じて「堺市地震災害想定総合調査」の改訂を行う。

## **2. 東日本大震災における主な課題への対策の追加**

### **(1) 想定を超える津波からの避難対策**

#### **ア) 災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第3節 津波被害防止対策の推進 第3 最大クラスの津波からの避難対策 【危機管理室、防災計画室】**

暫定的に従来の2倍の高さの津波が発生すると仮定し、標高6.8m未満の地域を津波浸水地域と定めて、避難対策を実施する。

##### **1 津波避難計画（暫定版）等の策定**

地震発生から津波到達までの約100分の間において、JR阪和線を目標に東側の高い所への徒歩避難を原則に、校区自治連合会や自主防災組織との協働により、避難路や避難方法について検討し、津波避難計画の策定、津波警戒マップ（暫定版）の作成を行う。

##### **2 津波避難ビルの指定**

津波影響範囲において逃げ遅れたり、遠くまで避難することができない住民等が緊急一時避難する場所を確保するため、「津波避難ビル」を指定する。

民間ビルを津波避難ビルとして活用する場合には、あらかじめ管理者と協定を結ぶなど、津波発生時に確実に避難できるような体制を構築する。

##### **3 避難路の機能確保**

避難路については、地震の発生により道路損壊、橋梁損壊等を防ぐため、機能を確保するための対策の推進を図る。

##### **4 津波避難ビル等表示看板の設置**

表示看板に蓄光石やライトを活用するなど避難地・避難所・津波避難ビル等を分かりやすく表示する取り組みを推進する。

##### **5 避難誘導體制の整備**

大阪府警察等防災関係機関及び自主防災組織等の活動による円滑な避難誘導體制の構築を図る。

##### **6 徒歩避難原則の徹底**

車による事故、渋滞を避け、安全で円滑な避難のために徒歩避難を原則とする。

##### **7 学校園・保育所の対応**

津波避難の原則を踏まえ、保護者・地域との連携のもと、乳幼児、児童、生徒の安全を確保するため、津波避難計画を定め、定期的に訓練を実施する。

##### **8 津波避難に関する啓発推進**

(1) 津波、防災知識の普及啓発



全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるような津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

「想定にとらわれない」「状況下において最善を尽くす」「率先避難者になる」という避難三原則など、東日本大震災による教訓を活かした啓発を推進する。

#### (2) 津波避難に関する地域の活動促進

津波避難の必要性を啓発するため、暫定版津波警戒マップを作成し、市民へ周知するとともに、津波の影響範囲の地域については、地域の防災活動における津波避難に関する取り組みを促進する。

また、津波など災害に関する正確な知識の普及と避難方法の検討を実施するなど、地域活動を通じた啓発を行う。

#### (3) 浸水想定区域の周知と避難行動の徹底

津波ハザードマップ等を活用し、避難が必要な地域をあらかじめ住民等へ周知するとともに、避難行動の徹底を図る。

### 9 災害時要援護者への避難支援

高齢者や障害者など災害時要援護者の避難を迅速に行うため、地域において津波避難ビルの活用を含めた自助・共助を基本とする支援方策を事前に取り決めるよう活動促進を図る。

## **イ) 災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第3節 津波被害防止対策の推進**

### **第4 津波防災地域づくりの推進**

**【危機管理室、防災計画室、建築都市局】**

#### 1 津波浸水想定の設定及び推進計画の作成

府は、津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）を設定し公表する。これを踏まえ、市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

#### 2 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定

(1) 府は、津波浸水想定を踏まえ、津波による人的被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域として指定する。

(2) 府は、津波災害警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為及び建築を制限すべき土地の区域を、津波災害特別警戒区域として指定する。

#### 3 津波災害警戒区域への対策

市は府による津波災害警戒区域の指定があったときは、次の対策を講じる。

(1) 市は、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

(2) 市は、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用す

る社会福祉施設、学校、医療施設について、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

(3) 市は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

## (2) 避難指示等の情報伝達・情報収集体制

### ア) 災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第3節 津波被害防止対策の推進 第2 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備

【危機管理室、防災計画室】

災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど情報収集・伝達が停滞するおそれがあることから、防災行政無線のほか、インターネット配信や携帯電話を活用するなど、多様な手段を活用した津波に関する避難指示等情報伝達・収集体制の整備を図る。

さらに、J-ALERTと防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達する。

#### 1 防災行政無線など既存設備の再点検と対策

津波発生時の住民への情報伝達手段の一つである屋外スピーカー（モーターサイレン）の可聴範囲調査を実施し、津波浸水想定地域への増設を行う。

#### 2 多様な伝達手段の確保

防災ポータルサイト（おおさか防災ネット）による情報提供やメールによる配信（防災情報メール）、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールによる配信、その他の多様な伝達手段の確保を図る。

また、聴覚障害者へFAXにより情報伝達できる体制整備を行う。

#### 3 電源確保体制の整備

J-ALERT、防災行政無線等の機能確保のため非常用電源を確保するとともに、津波による浸水を想定した設置場所を選定する。

#### 4 地震発生時の速やかな情報伝達体制の整備

迅速な避難指示等の発令を行うとともに、避難指示等の対象となる地域の住民のほか、自治会、自主防災組織等への伝達体制を整備する。

#### 5 観光客などへの避難指示等の情報伝達体制の整備

観光客、走行中の車両等に対する情報伝達体制の整備を図る。

## (3) 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

### ア) 災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第2節 情報収集伝達体制の整備

#### 第4 迅速な住民の安否確認の体制整備

【危機管理室、防災計画室】

## 1 住民の安否確認システム構築

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報を収集し、伝達できる体制の整備及びシステムの構築を図ることとし、危機管理統合システムと連携した整備を行う。

### **イ) 災害応急対策 地震編 第1章 初動期の活動 第3節 災害情報の収集伝達**

#### **第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供 【危機管理室、防災計画室】**

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集・伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

## **(4) 防災事務に従事する者（市職員等）の安全確保と初動体制の確立**

### **ア) 災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第3節 津波被害防止対策の推進**

#### **第5 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保と初動体制の確立**

**【危機管理室、防災計画室】**

##### 1 津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整理

職員への情報伝達の方策を講じ、津波が到達するまでの間において、職員の安全確保と迅速な初動対応が実施できるように初動体制を確立する。

##### 2 防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定

避難指示等の伝達、避難誘導、水門の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。

##### 3 職員の安否確認システムの構築

災害発生後、速やかに職員の安否確認情報を収集し、伝達できる体制の整備及びシステムの構築を推進する。

## **(5) 津波災害時等における防災拠点施設の機能維持**

### **ア) 災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第7節 避難地・避難路及び誘導体制の整備**

#### **第3 避難所の選定、整備**

**【危機管理室】**

##### 6 指定避難所の代替施設等の検討

津波災害により沿岸部の指定避難所が使用不能になることを踏まえ、内陸部の避難所の活用を図るとともに、代替施設について市域全体の施設の活用を計画するほか、必要な場合においては隣接する内陸部の自治体への協力要請など、円滑な避難所運営を推進する。

### **イ) 災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備**

市及び防災関係機関は、自らの組織動員態勢及び装備・資機材の整備を図るとと



もに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

また、災害時における防災拠点としての公共施設等の役割を、地理的条件、施設の保有機能等を勘案して位置付けることで、総合的かつ機能的な体制を整備する。

## ウ) 災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備

### 第2 防災中枢機能等の確保、充実 【危機管理室、防災計画室、総務局、区役所】

#### 2 災害対策本部等の機能確保

大規模災害時に、市災害対策本部等の機能の喪失又は著しい低下が懸念されることから、次の事項について対策を講じることとし、災害対応を行う拠点機能を確保する。

##### (1) 庁舎

庁舎の立地条件を把握し、耐震性、通信基盤の点検・整備を推進する。

##### (2) 代替施設の確保

庁舎が被災することにより災害対策本部の運営に支障を来さないように代替施設を確保する。

ア 災害対策本部等の代替施設を確保する（耐震性、標高を確認）。

イ 災害対策本部等の移転の判断や代替施設の決定手続き、移転手段の確保に必要な手順等について事前に定めておく。

##### (3) 電源・機材の確保体制の点検・整備

防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。

## (6) 行政機能を維持するための業務継続体制

### ア) 災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備

#### 第10 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応 【危機管理室、防災計画室】

##### 1 防災施設、職員の被災を想定した業務継続計画（BCP）の策定

地震など大規模災害が発生した際に予想される本市の通常業務及び災害対策業務の機能停止・低下を最小限に抑えるため、行政自身が被災することで人的・物的資源に制約があることを前提に、優先して遂行する通常業務と災害対策業務を効果的に実施するうえで必要な資源の準備や対応方針を定めたBCPを策定する。

(1) 複合災害など様々な災害に対処するため、特定の事象にのみ対応するBCPではなく、庁舎が使用不能な場合、電気が使用不能の場合、多くの職員が業務に従事できない場合など業務資源が使用困難となった場合を想定したBCPを策定する。

(2) 災害対応業務では、平常業務と異なる知識、専門性等が求められる。専

門性、人数など質と量の両面で要員を確保するため、協定等に基づく外部自治体の応援や外部専門家の活用を検討する。具体的な受入手続き、役割・責任分担、応援要員の規模等を事前に調整しておく。

(3) 関西防災・減災プランとの整合を図り、関西広域連合による支援を活用する。

## **2 電源・機材の確保体制の点検・整備**

行政機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、非常用電源設備の稼働持続時間を把握し、民間企業との協定締結等により燃料確保体制の整備を推進する。

## **3 人材の育成**

多数の職員が被災し参集できない場合、少ない職員でも災害対策本部を機能させることができるよう人材を育成する。

# **(7) 避難所など被災者への安定した物資の供給体制**

## **ア) 災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第3節 緊急輸送体制の整備**

### **第5 避難所等への物資供給体制の構築 【財政局、危機管理室、防災計画室】**

市の備蓄物資や協定に基づく流通備蓄、各自治体、企業等からの支援物資を迅速かつ円滑に指定避難所等に安定して供給するため、物資のニーズ把握の方法、物資集積拠点の選定や搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制を次の事項を踏まえて構築する。

- 1 発災直後にあつては、必要と想定される最低限の物資を短時間で効率的に供給する。(プッシュシステム) また、最低限必要な物資が行き渡り、物資供給が安定した後に、順次、被災者のニーズに対応した物資を供給する。(プルシステム)
- 2 物資集積拠点から避難所への配送は、地域に詳しい物流事業者に協力を得るなど、効果的な手法を構築する。
- 3 物資集積拠点に滞留在庫が大量に生じないよう、必要な物資・数量が的確に出荷元に情報伝達される仕組みを構築する。
- 4 医薬品の仕分けのため、物資集積拠点に薬剤師の配置を検討する。

## **イ) 災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第3節 緊急輸送体制の整備**

### **第6 支援物資等の集積・輸送体制における民間企業との連携体制の整備**

**【財政局、危機管理室、防災計画室】**

災害時の人員、応急資器材等の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等その整備を行う。

- 1 物流システムのノウハウを有する民間企業の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- 2 効率のよい物流体制の実現のために発災直後から物流専門家が現場で調整

を行う体制を確保する。

- 3 災害時において物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間企業及び団体との協定を締結する。

## ウ) 災害予防対策 第4章 被害者支援の充実 第1節 緊急物資の確保

### 第2 食料・生活必需品の確保

【財政局、危機管理室、防災計画室】

#### 1 府、市の備蓄等

##### (3) 備蓄、供給体制の整備

市は、府の広域防災拠点（南部）との連携を図りながら、リスクの分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するため、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの体制整備を推進するとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

## (8) 避難所生活長期化に対応する環境整備

### ア) 災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第7節 避難地・避難路及び誘導體制の整備

#### 第3 避難所の選定、整備

【危機管理室、防災計画室、健康福祉局、区役所】

##### 5 避難所生活長期化に対応する環境整備

(1) 避難所としての機能維持のため、必要な非常用電源設備の整備を推進する。

(2) し尿処理が出来ない場合、水道が復旧しない場合、下水道が復旧しない場合等の衛生対策を推進する。

(3) 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、二次被害の防止対策を推進する。

(4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、被災者の健康管理、衛生管理体制を整備する。

(5) 女性や子育てに配慮した避難所設計を促進する。

ア 男女別トイレ、更衣室の設置

イ 授乳室、育児室の設置

(6) 避難所、不在住宅等の防犯対策を推進する。

(7) 避難所運営訓練を実施し、訓練により明らかになった課題等について避難所運営マニュアルに反映させる。

### イ) 災害応急対策 地震編 第2章 応急復旧期の活動 第2節 指定避難所の開設・運営

#### 第2 指定避難所の管理、運営

【健康福祉局、区役所、教育委員会】

##### 3 避難所生活長期化に対応する環境整備

避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、避難所

運営には特に次の事項に留意する。

- (1) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- (2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- (3) 避難して助かった被災者が、避難所で亡くなることのないよう、避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）
- (4) 避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- (5) 避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- (6) 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

#### 4 避難者及び避難所の生活環境の把握

- (1) 市は、避難場所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、府等への報告を行う。
- (2) 市は、避難場所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握を行う。
- (3) 避難の長期化等に応じて必要な措置を講ずるため、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握を行う。

### **(9) 災害時要援護者の避難生活の環境整備**

#### **ア) 応急復旧対策 地震編 第2章 応急復旧期の活動 第4節 保健衛生活動**

##### **第4 被災者の健康維持活動**

**【健康福祉局、区役所、教育委員会】**

市は、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

特に、高齢者、障害者、子ども等災害時要援護者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

### **(10) 津波に対する危機意識の醸成**

#### **ア) 災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚**

##### **第1 防災知識の普及啓発**

**【危機管理室、防災計画室、区役所】**

##### 3 市民協働による防災対策の検討を通じた意識啓発

- (1) 校区自治連合会や自主防災組織と協働して、地域における防災対策の検討

等の取り組みを進め、防災意識の向上を図る。

(2) 市民協働による防災対策の検討を通して、津波など災害に関する正確な知識、避難の必要性及び適切な避難方法について理解を得ることで防災意識の向上に繋げる。

## イ) 災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第1節 市民防災意識の高揚

### 第2 学校園・保育所における防災教育

【教育委員会】

#### 1 学校園・保育所における防災教育の実施

学校園・保育所は、乳幼児、児童、生徒に対し、将来にわたる高い防災意識の基礎を築くため、防災教育を実施する。

また、市全体の防災対策を踏まえて、各学校園・保育所の実情に応じた組織的な避難訓練を実施するとともに、地域人材の活用や地域の防災訓練との連携を図るなど、津波避難をはじめ、様々な災害に対し、より効果的な防災教育を推進する。

## ウ) 災害予防対策 第2章 災害の拡大の抑止 第2節 自主防災体制の整備

### 第1 自主防災組織の活動支援

【危機管理室、防災計画室、区役所】

地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成を図るとともに、堺市自治連合協議会、堺市赤十字奉仕団等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り防災組織の活動支援を行う。その際、女性の参画を促進する。

また、自主防災組織の活動の活性化を図るため、研修の実施などによる防災リーダーの育成、若い世代など多様な年齢層が参加できるような環境整備などにより、迅速な活動が行える組織体制の形成、訓練の実施を促すとともに、防災士（特定非営利活動法人日本防災士機構認定）と連携して地域防災力の向上を図るものとする。

## エ) 災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備

### 第6 防災訓練の実施

【危機管理室、防災計画室、区役所】

#### 7 東南海・南海地震を想定した防災訓練の実施

(2) 東日本大震災の被害実態を踏まえ、訓練を通じて住民に避難路、避難地、避難所、津波避難ビルなど、自分の身を守る方法を改めて周知するため、津波の発生を想定して、津波避難に主眼をおいた防災訓練等を実施する。

## (11) 支援部隊等の受入体制

## ア) 災害予防対策 第3章 防災体制の整備 第1節 総合的防災体制の整備

### 第5 応援体制の整備

【危機管理室、防災計画室】

#### 1 自治体相互の応援体制の整備

緊急物資、人材や情報交換など、災害時相互応援協定に基づく相互応援体制の整備を推進する。

また、近隣自治体との防災協定の締結により、津波災害時においては内陸部の近隣自治体からの支援を確保するほか、広域災害を想定し、堺市と同時に被災することのない遠隔の自治体との応援体制の整備を推進する。

#### **4 民間事業所等との災害時応援体制の整備、強化**

災害時等において民間事業所等との多種多様な協力体制の整備を推進する。

#### **5 自治体等からの受援計画の整備**

災害時に備えて、他の自治体等からの支援部隊の受入場所の選定、業務継続計画を踏まえた受援内容をあらかじめ定め、受援計画の整備を行う。

円滑な受入・受援のために、平常時から相互に防災分野での交流を深めておく。

### **(12) 臨海部における津波対策**

#### **ア) 災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第3節 津波被害防止対策の推進**

##### **第6 臨海部における津波避難対策**

**【危機管理室、防災計画室】**

臨海部における津波避難対策については、大阪府石油コンビナート等防災計画と十分調整を図り、事業所従業員等の安全確保に向け、大阪府、堺・泉北臨海特別防災区域協議会、沿岸部の近隣自治体と連携し、安全な避難対策を推進する。

### **(13) 液状化による被害対策**

#### **ア) 災害予防対策 第1章 被害の発生抑止・軽減 第1節 建築物の耐震化・不燃化**

##### **第6 埋立地等の液状化対策の啓発推進**

**【建築都市局】**

ハザードマップ等により液状化危険地域を周知するなど、被害発生の抑止・軽減を図るため、液状化対策の啓発を推進する。

## **3. 従来の地域防災計画の記載内容の充実**

### **(1) その他の防災対策**

#### **ア) 災害予防対策 第4章 被災者支援の充実 第5節 帰宅困難者対策**

##### **第3 事業者等の帰宅困難者対策の促進 【危機管理室、防災計画室、産業振興局】**

市は、事業者等が帰宅困難者を増やさないう、従業員等を待機させるよう啓発するとともに、待機する際に必要な食料や生活必需品を従業員等へ提供するため備蓄を実施するなど、帰宅困難者対策を促進する。

#### **イ) 災害応急対策 地震編 第2章 応急復旧期の活動 第3節 緊急物資の供給**

市及び防災関係機関は、家屋の損壊、滅失、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。



被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

**ウ) 災害応急対策 地震編 第2章 応急復旧期の活動 第10節 応急住宅対策**

**第3 住宅確保対策**

**【建築都市局、健康福祉局】**

**2 応急仮設住宅の運営管理**

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

**4. 組織改編による修正**

**ア) 総則 第4節 防災関係機関の業務大綱**

**第8 公共的団体**

**【危機管理室、防災計画室】**

**1 地方独立行政法人堺市立病院機構市立堺病院**

災害時医療の提供に関すること。

(1) 総務課

ア 院内の防災対策の調整に関すること。

イ 医療救護班の活動に関すること。

ウ 災害時用医薬品・医療器材等の備蓄に関すること。

エ 災害派遣医療チーム（DMAT）に関すること。